

大気汚染防止設備に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
登録規則細則

改正事項

大気汚染防止設備に関する事項

改正理由

- (1) MARPOL 条約附属書 VI において、船舶からの段階的な窒素酸化物（NO_x）の放出削減及び船舶のエネルギー効率設計指標（EEDI）に関する要件が規定されている。2014 年 4 月に開催された IMO 第 66 回海洋環境保護委員会（MEPC66）において、今後新たに NO_x 放出規制海域として指定される海域に対する 3 次規制の適用開始時期並びに EEDI の計算及び規制値の適用対象船舶として、これまで対象外とされていた LNG 運搬船，Ro-ro 貨物船，クルーズ客船等への適用拡大を定めた MARPOL 条約附属書 VI の一部改正が決議 MEPC.251(66)として採択された。

今般，決議 MEPC.251(66)に基づき関連規定を改めた。

- (2) 上記 MARPOL 条約附属書 VI の改正を受け，NO_x 放出 3 次規制を満足する機関を搭載する船舶を識別化するために，NO_x 放出 3 次規制を満足する船舶に対し，船級符号にその旨を付記することができるよう関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 今後新たに NO_x 放出規制海域として指定される海域に対する 3 次規制の適用開始時期を規定した。
- (2) EEDI の計算及び規制値の適用対象船舶として，LNG 運搬船，Ro-ro 貨物船，クルーズ客船等を追加した。
- (3) NO_x 放出 3 次規制を満足する機関を備え，NO_x 放出規制海域における航行が可能な船舶に対して，船級符号に“Nitrogen Oxides Emission-TierIII”（略号：NO_x-III）を付記する旨を規定した。